

第三者評価結果の公表事項(児童養護施設)

①第三者評価機関名

社会福祉法人 山口県社会福祉協議会

②評価調査者研修修了番号

平成 18 第 7 号、SK18261、SK18264、S18076

③施設の情報

名称：山口育児院	種別：児童養護施設	
代表者氏名：施設長 武重 俊之	定員（利用人数）：30名（30名）	
所在地：〒753-0082 山口県山口市水の上町 5-27		
TEL：083-922-1027	ホームページ：http://y-ikuji.sakura.ne.jp	
【施設の概要】		
開設年月日：明治 37 年 3 月 15 日		
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人 山口育児院		
職員数	常勤職員：22名	非常勤職員：4名
有資格 職員数	家庭支援相談員 2名	保育士 5名
	里親支援相談員 1名	心理職員 1名
	児童指導員 4名	栄養士 2名
	調理員 2名	看護師 1名
施設・設備 の概要	(居室数)	(設備等)

④理念・基本方針

◇理念

こころ ～慈・和・直～

「慈（慈悲）」「和（やわらか）」「直（すなお）」

「慈・和・直」とはこころの働きのことであり、人間の基本となる。

そのような「こころ」とは他から学んで身につけるものではなく誰もが本来具有しているものである。

エゴで曇らされているその「こころ」を自覚し、「愛しています」「ありがとう」「ごめんなさい」というような言葉を自然と発せられるようなこころ豊かな人間形成を目指す。

◇基本方針

おのれこそ おのれによるべ おのれをおきて だれによるべぞ
よくととのえしおのれにこそ まことえがたき よるべをぞえん

自分自身を拠り所とする。それは決してエゴや我儘一杯のおのれではなく、「よくととのえしおのれ」であり、よくととのえられたおのれとは、「慈・和・直」を自覚したおのれである。自分自身を拠り所とすることが自立・自律に繋がっていく。

山口育児院は、児童と職員がそれぞれの立場・役割を担いながら共に「よくととのえしおのれ」を自覚することを目指し、成長していく場である。

⑤施設の特徴的な取組

- ①職員の意見を聞く機会を持ち、全員に研修機会を与えて技術や能力の向上を図っている。
- ②子ども全員と毎日反省会をし、子どもと職員との信頼関係構築に努めている。
- ③町内会の行事に積極的に参加するとともに、施設設備を開放して地域との交流を深める努力をしている。
- ④多角的に子どもをみるために各専門職を配置し、健やかな成長を支援するための工夫をしている。

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間	平成 30 年 6 月 8 日（契約日） ～ 平成 31 年 3 月 26 日（評価結果確定日）
前回の受審時期（評価結果確定年度）	平成 27 年度

⑦総評

◇特に評価の高い点

- ・子どもが健やかに成長できるように、施設長はじめ職員が一丸となって取り組まれている様子が伺えました。
- ・毎日の個別面談では、子どもとじっくり向き合っ子どもプラス面を引き出すなど、子どもと触れ合う時間を大切にして信頼関係を築いていく努力をされています。
- ・毎年自己評価を実施され、課題を明確にして改善に取り組まれています。様々な専門職が協力して資質向上に取り組まれ、子どもの養育に力を注がれている点は高く評価できます。
- ・権利擁護への取組として、安全委員会が機能しています。外部メンバーが参加し、施設の養育支援の課題について議論され、助言や指導が行われています。開かれた場での議論を通じて、施設運営の質を高める取組がなされています。
- ・地域の防災の拠点としての役割を担い、地域への施設開放を通して地域の福祉ニーズを把握したうえで、施設としての地域貢献に積極的に取り組まれています。

◇改善を求められる点

- ・ 理念や基本方針に沿って養育されていますが、養育・支援の質の確保については個々の職員の捉え方に差がある印象を受けました。自己評価を行う中で、職員間の話し合いを通して養育・支援の共通理解を図られることや、具体的な行動指針の策定等の工夫が望まれます。
- ・ 中長期の収支計画を策定することにより、中長期事業計画に実効性をもたせることが求められます。
- ・ 職員の確保・育成・研修を含めた、人事管理全般にわたる計画の充実が望まれます。
- ・ 全般的に、PDCA サイクルを意識した業務管理を期待します。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

弊院は今回で4回目の受審となりました。評価で御指摘頂いたことを全て改善することはできていませんが、その都度良いヒントを頂き、運営に役立てております。今回の評価結果も真摯に受け止め、今後も子ども達の最善の利益の為に尽力してまいりたいと思います。ありがとうございました。

⑨第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果（児童養護施設）

※すべての評価細目（共通評価基準 45 項目・内容評価基準 25 項目）について、判断基準（a・b・c の 3 段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

共通評価基準（45 項目）

評価対象 I 養育・支援の基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a・b・c
<コメント> ・理念、基本方針が明文化され、ホームページやパンフレットにも記載されています。		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	I-2-(1)-① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a・b・c
<コメント> ・関係機関との連携のもと把握・分析された内容を、職員会議において周知されています。		
3	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a・b・c
<コメント> ・人材の確保・定着が喫緊の経営課題と捉え、具体的な取組を進める準備段階とのことでした。		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a・b・c
<コメント> ・施設整備や人材育成などを柱とした中・長期事業計画が策定されています。 ・計画期間の設定や中・長期収支計画の早急な策定が求められます。		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a・b・c
<コメント> ・中・長期計画の中から実行可能なものを単年度の計画に位置付けられています。 ・中・長期の収支計画との連動性や、数値目標の設定等の課題への取組が求められます。		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a・b・c
<コメント> ・毎年度末に職員全員と面談をし、その意見を集約・反映して策定されています。 ・今後は評価、見直しのシステム構築が望まれます。		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	a・b・c
<コメント> ・子どもには周知するよう努力されていますが、保護者への周知については行われていないため、今後の取組が必要です。		

I-4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a・b・c
<コメント> ・毎年自己評価をし、第三者評価も定期的に受審されています。 ・今後は、PDCA サイクルにもとづく養育・支援の質の向上に関する取組が望まれます。		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a・b・c
<コメント> ・検討過程の記録の整備や改善策、改善計画を策定する仕組みづくりが望まれます。		

評価対象Ⅱ 施設の運営管理

Ⅱ-1 施設長の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 施設長の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a・b・c
<コメント> ・職務分掌や規程を整備するとともに、広報誌等でも職責を表明されています。		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a・b・c
<コメント> ・遵守すべき法令を把握し、職員会議等において周知されています。		
Ⅱ-1-(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ-1-(2)-① 養育・支援の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a・b・c
<コメント> ・積極的に研修に参加され、職員への模範として自己研鑽の姿勢を示されています。 ・処遇会議やケース会議への出席、職員一人ひとりとの面談などを通して指導力を発揮されています。		
13	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a・b・c
<コメント> ・社会保険労務士と連携し、職員の働きやすい環境づくりに取り組んでおられます。		

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a・b・c
<コメント> ・加算職員の配置に積極的に取り組まれ、看護師配置により充実した支援体制となっています。 ・人材確保・定着は中・長期的な課題でもあるため、より計画的な取組が期待されます。		
15	Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a・b・c
<コメント> ・規程類は整備され、「期待される職員像」も明確にされています。 ・キャリアパス等、総合的な人事管理の仕組みづくりが期待されます。		

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a・b・c
<コメント> ・職員個別面談が毎年実施され、就業状況の把握や希望聴取など、職員が働きやすい環境整備に努められています。		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a・b・c
<コメント> ・年度末の個別面談で目標達成度が確認され、それをもとに次年度の研修受講等が実施されています。 ・中間面接や評価等の仕組みづくりが今後の課題と考えられます。		
18	II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a・b・c
<コメント> ・研修計画は外部研修の派遣計画に留まらず、体系的な内容とすることが求められます。		
19	II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	a・b・c
<コメント> ・スーパービジョン体制が確立され、外部研修への参加奨励等の配慮がなされています。		
II-2-(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	II-2-(4)-① 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a・b・c
<コメント> ・担当者が「実習の手引き」に沿って対応しておられます。養成校とも連携して専門職の育成に取り組まれています。		

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a・b・c
<コメント> ・ホームページ、パンフレット、広報誌にて情報公開されています。		
22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a・b・c
<コメント> ・規程や職務分掌の整備、内部監査、会計士による監査支援の取組がなされています。		

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a・b・c
<コメント> ・町内会の活動に子どもが積極的に参加しています。また、施設設備を町内会の行事等に開放して、地域の方々と日常的にコミュニケーションが取れるように努力されています。 ・今後は地域交流に関する記録の整備が期待されます。		
24	II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a・b・c
<コメント> ・ボランティア等の受入れに対する体制が整備され、対応マニュアルに沿って取り組まれています。また、振り返りもされています。 ・今後は記録の整備が期待されます。		
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	II-4-(2)-① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a・b・c
<コメント> ・関係機関のリストは電子化され、共有が図られています。特に防災マニュアルには詳細に明記されています。		
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a・b・c
<コメント> ・町内会の総会や会議、防災カフェなどに場所を提供され、地域住民と深い関わりをもたれています。		
27	II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a・b・c
<コメント> ・里親研修やショートステイ、トワイライト事業など、地域のニーズに対応した取組をされています。		

評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施

Ⅲ-1 子ども本位の養育・支援

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した養育・支援提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	a・b・c
<コメント> ・理念と基本方針に明示されており、職員への周知が図られています。 ・自立支援計画書は毎年更新され、その年代や状況の変化に合ったものになるよう対応されています。		
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。	a・b・c
<コメント> ・子ども一人ひとりの空間の確保や手紙のやり取りなど、プライバシーの保護には配慮と工夫がなされています。 ・プライバシーの保護に関しては、「留意事項」として職員に周知理解されています。		
Ⅲ-1-(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	a・b・c
<コメント> ・ホームページやパンフレット、「保護者へのお願い」などで情報提供されています。		
31	Ⅲ-1-(2)-② 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	a・b・c
<コメント> ・児童相談所や家庭支援専門相談員とも連携して、「保護者へのお願い」という様式にて理念や基本方針、その他必要なことを説明して理解を求めておられます。 ・保護者のサイン・捺印をした書類は、事務所にて一括管理しておられます。		
32	Ⅲ-1-(2)-③ 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	a・b・c
<コメント> ・児童相談所と常に連携し、引継ぎの文書を作成されています。 ・FSW（家庭支援専門相談員）を中心に、退所後の子どもは当時の担当職員が相談窓口となり、切れ目ない支援ができるよう努力されています。		

Ⅲ-1-(3) 子どもの満足の向上に努めている。		
33	Ⅲ-1-(3)-① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見箱を設置し、施設長が丁寧に対応されています。 ・毎日子ども一人ひとりと職員が面談する時間を設けており、その内容はケース記録に記載されています。 		
Ⅲ-1-(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・苦情解決取扱要綱を整備し、第三者委員も設置されています。 ・意見箱に寄せられた意見も、内容によっては苦情解決の手順に沿って取り扱う案件もあることを念頭に置いておく必要があります。 		
35	Ⅲ-1-(4)-② 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	a・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見箱が設置され、施設長が真摯に対応されています。 ・毎日職員と子どもが反省会を実施して、子ども一人ひとりの意見を吸い上げ、ケース記録に記入しています。 		
36	Ⅲ-1-(4)-③ 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見箱の設置や毎日の面談等で、子どもの意見を積極的に把握されています。把握された相談や意見については、迅速な対応が心がけられています。 		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヒヤリハット報告については書面で確認できるものが少なかったため、事例や事故報告の収集と報告の仕組みづくりが望まれます。また、要因分析と改善策・再発防止策の検討、実施の一連の流れを、「リスクマネジメント体制」として構築されることが求められます。 		
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染症対応マニュアルが整備され、看護師の指導のもと周知されています。 ・新たに看護師が配置されたことで、子どもへの対応がより適切に行われています。 		

39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震や水害など、細かく分類された防災マニュアルが整備され、計画的に訓練も実施されています。地域の防災カフェにも参加し、災害への知識を深めておられます。 ・業務継続基本計画には様々な危機事態に対応するべく規定があり、マニュアルには備蓄などの細かい規定もあります。 		

Ⅲ-2 養育・支援の質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの養育についての標準的な実施方法は、勤務別の業務内容一覧がマニュアルに代わるものとして読み取れますが、子どもの生活日課との連動がわかりにくいいため、表記の方法に工夫が求められます。 		
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・標準的な実施方法については、文書化したうえでPDCAサイクルにのっとった見直し・検証が求められます。 		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより自立支援計が策定されている。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な養育・支援実施計画を適切に策定している。	a・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・担当の職員と心理療法担当職員等のアドバイスをもとに、毎年自立支援計画書が作成されています。 ・計画書は毎年更新されていますが、子どもの状態やニーズを明確にするためのアセスメントの方法が確立しておらず、様式も見当たりませんでした。今後の取組が求められます。 		
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・自立支援計画の目標に対してのモニタリングは毎月実施されています。それをもとに、年度末に自立支援計画の評価・見直しが行われています。 		

Ⅲ-2-(3) 養育・支援実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する養育・支援実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a・b・c
<コメント> ・ケース記録はシステム化され、職員間で共有されています。		
45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a・b・c
<コメント> ・個人情報保護規程や「個人データの安全管理措置に関する取扱い要領」が策定され、適切に管理が行われています。		

内容評価基準（25 項目）

※「共通評価基準評価対象Ⅲ適切な養育・支援の実施」の付加項目

A-1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

		第三者評価結果
A-1-(1) 子どもの権利擁護		
A①	A-1-(1)-① 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	a・c
<コメント> ・規程、マニュアルが整備され、理念や基本方針の唱和や倫理綱領の活用を通して職員の理解が図られています。 ・施設長のみが意見箱を開封できる体制を構築し、寄せられた意見については施設長が掲示板を活用して回答されています。内容によっては職員指導にも活かしていることから、権利侵害防止と早期発見の具体的な取組が図られています。		
A-1-(2) 権利について理解を促す取組		
A②	A-1-(2)-① 子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。	a・b・c
<コメント> ・「権利ノート」を活用しながら、日々の生活支援の中や、個別面接で自他の権利について分かりやすく説明されています。 ・職員へのスーパービジョンが適宜行われ、権利擁護の視点をもった支援ができるよう指導されています。		

A-1-(3) 生い立ちを振り返る取組		
A③	A-1-(3)-① 子どもの発達状況に応じ、職員と一緒に生い立ちを振り返る取組を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ライフストーリーワークでは、チーム(心理療法担当職員・担当職員・児童相談所)で慎重に対応し、実績をあげておられます。 ・成長の記録は子ども一人ひとりに用意されていますが、アルバム作成やアルバムを通しての子どもとの関わりについては個々の職員に任されていたので、この点についての見直しを期待します。 		
A-1-(4) 被措置児童等虐待の防止等		
A④	A-1-(4)-① 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・就業規則第39条で児童への体罰等、懲戒に係る権限の濫用を禁止しており、これを全職員に配布することで、不適切なかかわりの防止について周知を図られています。 ・「被措置児童虐待対応ガイドライン」が周知され、子どもからの訴えには組織的な対応が確立されています。 		
A-1-(5) 子どもの意向や主体性への配慮		
A⑤	A-1-(5)-① 職員と子どもが共生の意識を持ち、生活全般について共に考え、快適な生活に向けて子ども自身が主体的に取り組んでいる。	a・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎日の個別面談で、施設生活について一緒に考える時間があり、子どもからの要望が実現困難な場合には、必ずその理由を子どもに伝えておられます。 ・子ども一人ひとりに応じた金銭感覚や、経済観念を身につけるための支援に工夫の余地があります。 		
A-1-(6) 支援の継続性とアフターケア		
A⑥	A-1-(6)-① 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・担当職員と家庭支援専門相談員が中心となって、子どもの気持ちに寄り添いながら必要な支援を行っておられます。 ・入所前の受入れの準備と退所後の支援については、更なる取組が求められます。 		

A⑦	A-1-(6)-② 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	a・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在の職員体制で可能な支援を実施されています（金銭管理・役所での交付申請の仕方・訓練室を活用しての自立訓練等）。しかし、行政機関や他団体等との連携や、退所者が集まることができる機会、退所者と入所している子どもとの交流の機会が少ないことが課題としてあげられます。 		

A-2 養育・支援の質の確保

A-2-(1) 養育・支援の基本		
A⑧	A-2-(1)-① 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止めている。	a・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ADHD やコミュニケーションが苦手な子どもに対して「〇〇君（さん）デー」を設けて、意図的に職員が個別対応を行うことで受容的・支持的に寄り添っておられます。 ・また、夜の個別面談では、子どもを叱らずに褒める姿勢で臨まれています。 		
A⑨	A-2-(1)-② 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活を構築することを通してなされるよう養育・支援している。	a・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・日常生活支援の中で、子どもの基本的欲求に対応することを大切にし、職員との信頼関係を構築されています。決まりはありますが、職員は一定の裁量権を有して柔軟に対応されていることが確認できました。 		
A⑩	A-2-(1)-③ 子どもを信じて見守るという姿勢を大切にし、子どもが自ら判断し行動することを保障している。	a・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援の基本として、自主性を尊重し、子どもがつかずいている時は適切にアドバイスをし、その後も見守るように努められています。 ・しかし、子どもによっては職員が判断の主体にならざるを得ない場合もあるため、「見守る」「自主性の尊重」の基準を職員間で共通理解されることが求められます。 		
A⑪	A-2-(1)-④ 発達の状況に応じた学びや遊びの場を保障している。	a・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・囲碁や将棋、ドンジャラ、トランプ、けん玉、卓球、バドミントン、サッカーができる環境が整備されており、近所にある県立図書館で本を借りることもできます。また、コミュニケーションスキルの習得のため、言語訓練や発達訓練に参加できる体制があり、発達の状況に応じた支援が行われています。 		

A⑫	A-2-(1)-⑤ 生活のいとなみを通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	a・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・近所の地域交流センターを活用して、子どもと栄養士と調理員で調理実習を実施したり、地域の運動会や清掃活動、防災カフェ等へ参加したり等の、社会性を習得する機会を積極的に設けられています。 		
A-2-(2) 食生活		
A⑬	A-2-(2)-① おいしく楽しみながら食事ができるよう工夫している。	a・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・食堂は明るく開放的で、楽しく食事ができる雰囲気があり、子どもと職員が穏やかに会話を楽しむ様子がありました。 ・また、施設の畑で育てたサツマイモを子どもと一緒に収穫して行う焼き芋作り、嗜好調査をもとにした献立づくり等、子どもが食と関わる環境づくりに配慮されています。 		
A-2-(3) 衣生活		
A⑭	A-2-(3)-① 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	a・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・衣服の量は十分確保され、管理や整理整頓は子ども自身が衣生活の管理ができるよう、子どもの年齢に応じて支援をされています。 ・中学生以上の子どもは自ら服を購入し、小学生以下は職員と一緒に自分で服を選ぶことができ、TPOに合わせた適切な身だしなみができるよう注意しながら、可能な限り子どもの自己表現を保障した支援が行われています。 		
A-2-(4) 住生活		
A⑮	A-2-(4)-① 居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるように子ども一人ひとりの居場所を確保している。	a・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・修繕は速やかに行い、環境整備に努められています。 ・子ども一人ひとりのプライベート空間は確保されており、カーテンで仕切るなど、子どもにも視覚的に理解できるよう工夫されています。 		

A-2-(5) 健康と安全		
A⑯	A-2-(5)-② 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。	a・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・服薬は職員が確認し、管理状況も記録されています。 ・各種病院との連携体制が確立され、迅速な対応や相談が可能となっています。 ・保健師による、歯のテスターを使用したチェックにより、歯磨きの必要性について子どもに教育する機会もあり、健康に関する積極的な取組が実施されています。 		
A-2-(6) 性に関する教育		
A⑰	A-2-(6)-① 子どもの年齢・発達の状況に応じて、他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	a・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・性教育担当職員を男女で配置し、個人面談の時間等を活用して、子どもの性に対する正しい理解を促すための取組を個別に行われています。 ・性教育について職員が勉強している最中であり、取組の更なる充実が期待されます。 		
A-2-(7) 行動上の問題及び問題状況への対応		
A⑱	A-2-(7)-① 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。	a・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内6ヶ所の児童相談所職員、学校教員、施設職員で「安全委員会」を組織し、情報を共有しながら、行動上の問題に対する予防・対策・対応について協議し、適切に対応されています。 		
A⑲	A-2-(7)-② 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。	a・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・暴力に対する予防策として、午後からの職員配置を手厚くすることで見守り体制を強化する、個別面談で子ども間の状況を把握する等、暴力の早期発見に努められています。 ・安全委員会の目的を子どもも職員も理解し、人権に対する意識は施設全体に周知されています。 		
A-2-(8) 心理的ケア		
A⑳	A-2-(9)-① 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・心理療法担当職員の配置と、自立支援計画にもとづいた心理的支援が実施されるとともに、児童相談所の児童福祉司と協働して保護者の心理支援も行っておられます。 ・心理療法室もあり、子どもが落ち着いて心理的ケアを受けることができる環境が整っています。 		

A-2-(10) 学習・進学支援、進路支援等		
A⑳	A-2-(9)-① 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・土日は学習室としてカウンセリング室を活用し、学習に集中できるよう配慮されています。 ・大学生の学習ボランティアや、幼児を対象とした学習と遊びのボランティアからの支援も積極的に受け入れられています。 		
A㉑	A-2-(9)-② 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	a・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもにとって「最善の利益」となる進路選択について、自己決定ができるよう、経済的支援・生活面での支援に関する情報を収集し、本人へ十分な情報提供を行っておられます。 ・各職員が役割分担し、関係機関との調整を図り、情報を共有し、支援していく体制が整っています。 		
A㉒	A-2-(9)-③ 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	a・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・アルバイトを奨励するだけでなく、仕事のストレスを抱える子どもに寄り添い、アドバイスをする等、将来の自立に向けた支援に取り組まれています。 ・実習先や体験先の積極的な開拓や、協力事業主等との連携を課題として取り組まれることが期待されます。 		
A-2-(10) 施設と家族との信頼関係づくり		
A㉓	A-2-(10)-① 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	a・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭支援専門相談員の役割が明確にされ、「施設ではなく家が本人の居場所となるように」ということを念頭に置き、個別の状況を把握しながら家庭復帰に向けた様々な取組を実施されていることが、記録等で確認できました。 ・ケースによっては、要保護児童対策地域協議会にも参加要請があり、児童相談所や市町村との連携が図られています。 		
A-2-(11) 親子関係の再構築支援		
A㉔	A-2-(12)-① 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	a・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭支援専門相談員を中心に、家族療法事業への積極的な取組を行っておられます。児童相談所と連携を図りながらペアレントトレーニングを行った事例もあります。 		